

助成金

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 11号）

（登録満了日 令和6年3月30日）

建設業労働災害防止協会佐賀県支部

小型移動式クレーン運転技能講習

- 1 本技能講習修了者でなければ就業させてはならない業務
つり上げ荷重1 t以上5 t未満の小型移動式クレーンの運転の業務。
- 2 この技能講習の修了者が運転できる機械
下記のクレーンでつり上げ荷重が5 t未満のもの。
トラッククレーン、積載形トラッククレーン（通称：ユニック、ユニック車）、
ホイールクレーン、ラフテレーンクレーン（通称：ラフター、ラフタークレーン）
クローラクレーン、鉄道クレーン（ロコクレーン）、浮きクレーン（フローティン
グクレーン）
- 3 受講対象
満18歳以上の者。
- 4 講習科目の一部免除を受けることができる者
 - (1) ア クレーン・デリック運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能
講習を修了した者、又は、旧クレーン則第223条に規定するクレーン運転士
免許を受けた者。
イ 揚貨装置運転士免許を受けた者、玉掛け技能講習を修了した者、又は、旧ク
レーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者。
 - (2) ア 建設業法施行令に規定する1級の建設機械施工技術検定合格者で実技試験
においてショベル系、若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者又
は、2級の第2種、若しくは第6種の建設機械施工技術検定合格者。
イ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者。
- 5 科目及び一部免除者の受講科目（斜線は免除科目、○印は受講科目）
（休憩時間は1時間毎に5分間）

学 科 実 技 の 別	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)	一 部 免 除	
				4の1該当者	4の2該当者
学 科 (1日目)	小型移動式クレーンに関する知識	6	8:50~15:55 (12:00~12:45)	○	○
	関 係 法 令	1	16:00~17:00	○	○
学 科 (2日目)	小型移動式クレーンの運転のため に必要な力学に関する知識	3	8:50~12:00 (12:00~12:45)	/	○
	原動機及び電気に関する知識	3	12:45~15:55	○	/
	修 了 試 験	1	16:00~17:00	○	○
実 技	小型移動式クレーンの運転	6	8:30~16:30 (12:00~13:00)	○	○
	小 型 移 動 式 ク レ ー ン の 運 転 の た め の 合 図	1		/	○
	修 了 試 験	1	16:40~17:40	○	○

6 受講料（テキスト代1,705円（消費税込み）を含む。）

受講区分	時間		受講料
	学科	実技	
全科目受講者	13	7	注) 27,005円
一部免除 4の(1)該当者	10	6	注) 24,805円
者 4の(2)該当者	10	7	注) 24,805円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

7 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

8 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

9 受講当日の携行品等

- (1) 学科講習：受講票・筆記用具・マスク
- (2) 実技講習：受講票・作業服・安全帽（ヘルメット）・作業用靴（安全靴、地下足袋、半長靴など）・手袋・雨衣・マスク
- (3) 実技は原則として雨天でも実施します。

10 実施日・会場

実施日	第1回	令和3年4月19～20日(学科)	4月22日(実技)
		令和3年4月19～20日(学科)	4月23日(実技)
第2回		令和3年6月17～18日(学科)	6月22日(実技)
		令和3年6月17～18日(学科)	6月23日(実技)
第3回		令和3年11月4～5日(学科)	11月9日(実技)
		令和3年11月4～5日(学科)	11月10日(実技)
第4回		令和3年12月9～10日(学科)	12月14日(実技)
		令和3年12月9～10日(学科)	12月15日(実技)
第5回		令和4年2月3～4日(学科)	2月9日(実技)
		令和4年2月3～4日(学科)	2月10日(実技)

会場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563
 実技 建災防実技講習場 佐賀市大和町川上 4569 TEL 080-1766-0856